

保育所等における児童の健康診断の実施方法の明確化等

【担当省庁】 こども家庭庁

1 現状・支障事例

保育所等における児童の健康診断については、「児童福祉施設の設備及び運営に関する基準」等で、年2回、学校保健安全法及び同法施行規則に準じて実施する旨が規定されているが、それ以外の明確な規定がない。

特に、施行規則に定められている①国際基準に準拠した視力表を用いて検査を実施する視力検査 ②オーディオメータを用いて検査する聴力検査 ③尿検査（紙おむつのため採尿が困難）は、0～2歳児では、検査方法を理解し、意思表示をすることが難しいことから、実施が極めて困難である。

現場からも、「これらの検査項目は、0～2歳児には、学校保健安全法施行規則に準じた検査方法での実施は困難である。」との声が寄せられている。

また、県においては、保育所等に対し指導監査を実施しており、健康診断の実施状況を確認し、運営基準等に従うことを指導する必要があるが、こういった現場の声に対し、基準上許容される具体的な検査方法の呈示ができないことから、指導に苦慮している。



視力検査



オーディオメータでの聴力検査

2 国にお願いすること

保育所等での児童の健康診断における、学校保健安全法等に準じて行わなければならないとされている検査項目（視力検査、聴力検査、尿検査）について、**児童の年齢に応じて有効な診断ができ、かつ、現場の負担や混乱が生じることのないよう、実施方法や実施手順など、より具体的に健康診断の内容を示していただきたい。**

なお、その際は、母子保健法上の乳幼児健診における実施方法、実施手順等を踏まえて検討いただきたい。

【参考】

根拠	概要
児童福祉施設の設備及び運営に関する基準 第12条	児童福祉施設の長は、入所した者に対し、入所時の健康診断、少なくとも一年に二回の定期健康診断及び臨時の健康診断を、学校保健安全法に規定する健康診断に準じて行わなければならない。
就学前の子どもに関する教育、保育等の総合的な提供の推進に関する法律施行規則 第27条	学校保健安全法施行規則の規定は、幼保連携型認定こども園について準用する。
学校保健安全法 第13条	学校においては、毎学年定期的に、児童生徒等の健康診断を行わなければならない。
学校保健安全法施行規則 第3条	・視力は、国際標準に準拠した視力表を用いて左右各別に裸眼視力を検査し、眼鏡を使用している者については、当該眼鏡を使用している場合の矯正視力についても検査する。 ・聴力は、オーディオメータを用いて検査し、左右各別に聴力障害の有無を明らかにする。

【県担当部局】 こども・女性局こども保育課